

令和6年度補正予算

サプライチェーン連結強化緊急対策

事業目的

海外で競争力のある品目をターゲットに、
新規商流のモデルづくりに向けた
産地の供給力強化、国内外の物流・現地での販売に関する
課題解決のための取組を支援します。

予算額
**10.1
億円**

採択へのポイント

- ・ 新たなサプライチェーンの構築(ブルーオーシャンを開拓する案件)
- ・ 他社の取組事例のない先進性の高い案件
- ・ 各段階(生産～流通～販売)の課題が明確化され、当該課題解決のための実証活動が適切に盛り込まれている案件
- ・ 米、青果物、畜産物等の一次産品の供給力強化につながる案件

こんな取組をする方へ

国内生産段階における課題

- 多収米や低コスト栽培への転換
- アニマルウェルフェアに配慮した飼育方法への転換 等

加工・流通段階における課題

- 米加工施設のFDAの認証取得
- 食肉加工機器の整備や、コールドチェーンの確保 等

現地販売段階における課題

- 現地のニーズがある商品(おにぎり・パックご飯等)での販売プロモーション
- 現地のシェフへの日本産牛肉のプロモーション 等

一気通貫した

その **取組、支援** します

補助事業者

下記のいずれか2者以上を含むコンソーシアム[※]

農林漁業者	輸出入事業者
農林漁業者の団体	食品等販売事業者
食品等流通事業者	食品等製造事業者
物流事業者	外食・中食事業者

※採択までに設立されている必要があります

補助率について

原則1/2以内(中小企業は2/3以内)

但し、次の取組については上記に関わらず以下の補助率

- ・ 機器購入は、1/2以内
- ・ 生産段階の実証は、定額

お問合せ **農林水産省** 輸出・国際局 輸出支援課

産地形成室
TEL: 03-6738-7897

詳細はこちら





事業概要

Point1 プロジェクト推進支援

補助事業者が行うプロジェクトを推進するために必要な取組を支援します。

- (1) 事業実施計画の運営・進行管理
- (2) 国内外の調査・分析

Point2 課題解決実証支援

補助事業者が行う、生産～流通・加工～販売の実証を支援します。

サプライチェーンの取組のイメージ

【コメ】



- ・ 中干延期など環境に配慮した生産、多収品種を活用した低コスト生産等への支援
- ・ 最適な物流ルート構築のための調査・テスト輸出への支援
- ・ 新たなコメのマーケットづくりのためのパッケージの見直しやプロモーションへの支援

【抹茶】



- ・ 既存の茶園の有機農業への転換のための支援
- ・ 抹茶加工施設におけるHACCP等認証取得のためのコンサルティングや認証取得への支援
- ・ 海外での小分けのための体制づくりやブランディングへの支援

【りんご】



- ・ 省力樹形への転換等による、省力・低コスト生産体系への転換に対する支援
- ・ 集荷作業や選果作業の合理化のための体制づくりへの支援
- ・ 富裕層だけではなくミドル層もターゲットにした新たな販路開拓のためのプロモーションへの支援

【牛肉】



- ・ アニマルウェルフェアに配慮した飼育方法への転換に対する支援
- ・ 賞味期限の延長に向けた取組(試験、体制づくり等)に対する支援
- ・ カッティング技術者の育成研修や現地のシェフ等を対象とした日本産牛肉のプロモーションへの支援

事業スケジュール

公募期間	1月20日～2月17日
公募採択通知	3月中旬予定
事業開始	4月予定

F A Q

Q

事業目的に記載のある、新たなサプライチェーンの構築とは、どのような取組を指すのか。

A

具体的には新たな市場開拓に資する以下のようなサプライチェーンの構築を対象としています。

1. 非日系の小売での販路の開拓など現地系小売、中食・外食産業等との商流の構築を目指すもの。
2. 日本からの輸出がわずかであり、輸出拡大の余地の大きな国、地域での新たな商流構築を目指すもの。
3. 新たな食市場を切り開こうとする中食・外食産業の海外展開と連携し、日本の農林水産物・食品の輸出拡大を目指すもの。

Q

コンソーシアム（協議会）の構成員で必須の構成員はいるか。

A

2者以上により構成されたコンソーシアム（協議会）が対象であり、必須の構成員は定めていません。ただし、サプライチェーン構築に向けた各段階の課題解決に必要な体制となっている必要があります。

Q

具体的にどのような経費が本事業の対象になるか。

A

本事業を実施するための人件費、備品費、賃金、保険費、賃借料等です。詳しくは実施要領をご確認ください。

Q

海外での機器購入も可能か。

A

本事業はサプライチェーン構築のための課題解決のための実証活動を支援する事業ですが、この実証のために不可欠な機器の購入は国内・海外ともに可能であり（機器リースも可能）、機器購入に係る補助率は1/2となります。なお、機器を購入できる主体は、日本法人または日本側の出資比率10%以上の海外現地法人のみとなります。

Q

補助率について詳しく教えてほしい。

A

1. プロジェクト推進支援（協議会としての管理運営等）については原則1/2です。ただし、協議会の事務局が中小企業（農林漁業者の組織する団体を含む）の場合は2/3となります。
2. 課題解決実証支援については原則1/2です。ただし、取組の主体が中小企業（農林漁業者の組織する団体を含む）の場合は2/3となります。
なお、上記に関わらず機器導入については1/2、生産者が取り組む生産段階の実証については定額となります。

Q

採択方法は。

A

公募期間中に申請があった案件については、応募書類に基づき有識者の審査を経た上で、補助金等交付候補者を決定し、採択者は3月中旬にお知らせする予定です。